

徳島県選挙管理委員会告示第八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十二月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

選挙区名	数
徳島	七一、八三七人
鳴門	一六、四三五人
小松島・勝浦	一一、八四五人
阿南	二〇、五四四人
吉野川	一一、七四〇人
阿波	一〇、六六六人
美馬	一〇、九六二人
三好第一	七、六一一人
名西	八、八五六人
那賀	二、四八〇人
海部	五、九三八人
板野	二七、二六七人
三好第二	四、〇六六人